

名 称	医療法人柏葉会 柏戸病院	所 在 地	千葉県中央区長洲二丁目二番八号	認定の有効期限	令和六年四月十六日
-----	--------------	-------	-----------------	---------	-----------

千葉県告示第二百七十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十二条第一項の規定により千葉県漁場計画を定めたので、千葉県漁場計画の内容及び漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）第二十四条各号に掲げる事項並びに漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和三年四月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

第一 千葉県漁場計画の内容
一 漁業権に関する事項

その一

- 1 公示番号 短共第一号
- 2 漁場の位置 市川市塩浜地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度三九分五五・七五三八秒、東経一三九度五五分五一・〇九八一秒の点
 - イ 北緯三五度三九分五八・一四三六秒、東経一三九度五六分一〇・九三四六秒の点
 - ウ 北緯三五度三九分二六・八三〇一秒、東経一三九度五六分二七・三九〇九秒の点
 - エ 北緯三五度三九分六・五九七五秒、東経一三九度五六分一七・一〇一四秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごのり漁業 もがいの漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 しおふき漁業 ほんびのすがい漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " "

第二種共同漁業	えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
---------	-------	-----------------

- 5 存続期間 令和三年九月一日から令和四年八月三十一日まで
 - 6 関係地区 市川市
 - 7 条件 なし
- その二
- 1 公示番号 短共第二号
 - 2 漁場の位置 船橋市地先
 - 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度四〇分〇・〇四八五秒、東経一三九度五六分二七・七八八九秒の点
 - イ 北緯三五度三七分四三・七八七三秒、東経一三九度五七分三八・六五五六秒の点
 - ウ 北緯三五度三八分三・二五一〇秒、東経一三九度五八分三一・九四八七秒の点
 - エ 北緯三五度四〇分四・三四四六秒、東経一三九度五七分三・六三五九秒の点
 - 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごのり漁業 もがいの漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 しおふき漁業 ほんびのすがい漁業 えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " " " "
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 5 存続期間 令和三年九月一日から令和四年八月三十一日まで
 - 6 関係地区 船橋市
 - 7 条件 なし
- その三
- 1 公示番号 短共第三号
 - 2 漁場の位置 船橋市地先
 - 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線に

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごりの漁業 もがい漁業 かき漁業 はまぐり漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 しおふき漁業 ほんびのすがい漁業 えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで " " " " " " " " "
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

よって囲まれた区域

ア 北緯三五度四〇分〇・一八五三秒、東経一三九度五七分二五・二七五七秒の点

イ 北緯三五度三八分八・九四八六秒、東経一三九度五八分四六・四六七八秒の点

ウ 北緯三五度三八分一四・一九五六秒、東経一三九度五九分〇・五六六〇秒の点

エ 北緯三五度三九分六・四七一四秒、東経一三九度五八分五二・二九五一秒の点

オ 北緯三五度三九分五八・一九七四秒、東経一三九度五八分二八・五三三一秒の点

カ 北緯三五度四〇分六・八〇九五秒、東経一三九度五七分二六・四〇一〇秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

その四

1 公示番号 短区第一号

2 漁場の位置 市川市塩浜地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度三八分二四・七三三四秒、東経一三九度五六分三九・二三九五秒の点

イ 北緯三五度三七分五〇・三二六八秒、東経一三九度五六分五七・〇〇一三秒

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年四月三十日まで

漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

ウ 北緯三五度三七分五七・〇四九五秒、東経一三九度五七分三一・五四五六秒の点

エ 北緯三五度三八分三四・〇一八五秒、東経一三九度五七分一二・六九三八秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

第一種区画漁業

5 存続期間 令和三年八月二十日から令和四年四月三十日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 市川市

8 条件 なし

その五

1 公示番号 短区第二号

2 漁場の位置 市川市塩浜地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度三九分五五・七五三八秒、東経一三九度五五分五一・〇九八一秒の点

イ 北緯三五度三九分五八・一四三六秒、東経一三九度五六分一〇・九三四六秒の点

ウ 北緯三五度三九分二六・八三〇一秒、東経一三九度五六分二七・三九〇九秒の点

エ 北緯三五度三九分六・五九七五秒、東経一三九度五六分一七・一〇一四秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業

5 存続期間 令和三年八月二十日から令和四年四月三十日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 市川市

8 条件 なし

その六

1 公示番号 短区第三号

2 漁場の位置 市川市本行徳地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

8 条件なし	7 関係地区 市川市	6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権	5 存続期間 令和三年八月二十日から十二月三十一日まで	4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期	第一種区画漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
					のり養殖業	漁業の名称	漁業時期	
<p>れた区域</p> <p>ア 北緯三五度四〇分三八・二七二九秒、東経一三九度五六分三五・〇九一二秒の点</p> <p>イ 北緯三五度四〇分二九・五六九八秒、東経一三九度五六分四〇・七七三六秒の点</p> <p>ウ 北緯三五度四〇分三二・三一二七秒、東経一三九度五六分四六・九二五八秒の点</p> <p>エ 北緯三五度四〇分四〇・九二七七秒、東経一三九度五六分四一・四五二四秒の点</p> <p>4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期</p> <p>漁業の種類</p> <p>第一種区画漁業</p> <p>のり養殖業</p> <p>八月二十日から翌年四月三十日まで</p> <p>5 存続期間 令和三年八月二十日から令和四年四月三十日まで</p> <p>6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権</p> <p>7 関係地区 市川市</p> <p>8 条件なし</p> <p>その七</p> <p>1 公示番号 短区第四号</p> <p>2 漁場の位置 市川市本行徳地先</p> <p>3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯三五度四〇分四二・二二二九秒、東経一三九度五六分三五・六五八四秒の点</p> <p>イ 北緯三五度四〇分四三・八八四二秒、東経一三九度五六分三九・五三一六秒の点</p> <p>ウ 北緯三五度四〇分五三・二四六六秒、東経一三九度五六分三三・三一六二秒の点</p> <p>エ 北緯三五度四〇分五一・六二四四秒、東経一三九度五六分二九・四八九九秒の点</p> <p>4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期</p> <p>漁業の種類</p> <p>第一種区画漁業</p> <p>のり養殖業</p> <p>八月二十日から十二月三十一日まで</p>								

4 漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	その八					
			漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	<p>1 公示番号 短区第五号</p> <p>2 漁場の位置 市川市高谷新町地先</p> <p>3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯三五度四〇分三九・六八三五秒、東経一三九度五六分五五・六六九三秒の点</p> <p>イ 北緯三五度四〇分三八・三三三二秒、東経一三九度五六分五二・七〇二九秒の点</p> <p>ウ 北緯三五度四〇分二一・二九三七秒、東経一三九度五七分四・二八〇五秒の点</p> <p>エ 北緯三五度四〇分二二・五七九九秒、東経一三九度五七分七・二五九六秒の点</p> <p>4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期</p> <p>漁業の種類</p> <p>第一種区画漁業</p> <p>のり養殖業</p> <p>八月二十日から十二月三十一日まで</p> <p>5 存続期間 令和三年八月二十日から十二月三十一日まで</p> <p>6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権</p> <p>7 関係地区 市川市</p> <p>8 条件なし</p> <p>その九</p> <p>1 公示番号 短区第六号</p> <p>2 漁場の位置 市川市高谷新町地先</p> <p>3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯三五度四〇分五二・七七三三秒、東経一三九度五六分四七・三六二八秒の点</p> <p>イ 北緯三五度四〇分五〇・七〇七九秒、東経一三九度五六分四四・七八八八秒の点</p> <p>ウ 北緯三五度四〇分四五・三三三三秒、東経一三九度五六分四八・四八六九秒の点</p> <p>エ 北緯三五度四〇分四六・六八一一秒、東経一三九度五六分五一・四三四九秒の点</p> <p>4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期</p> <p>漁業の種類</p> <p>漁業の名称</p> <p>漁業時期</p>		

第一種区画漁業 のり養殖業 八月二十日から十二月三十一日まで

- 5 存続期間 令和三年八月二十日から十二月三十一日まで
 - 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 - 7 関係地区 市川市
 - 8 条件 なし
- その十
- 1 公示番号 短区第七号
 - 2 漁場の位置 船橋市地先
 - 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

第一種区画漁業	のり養殖業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期
				八月二十日から翌年四月三十日まで

- 5 存続期間 令和三年八月二十日から令和四年四月三十日まで
 - 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 - 7 関係地区 船橋市
 - 8 条件 なし
- その十一
- 1 公示番号 短区第八号
 - 2 漁場の位置 船橋市地先
 - 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯三五度四〇分〇・一八五三秒、東経一三九度五七分二五・二七五七秒の点
- イ 北緯三五度三八分二六・六一一秒、東経一三九度五八分三三・四六七八秒の点
- ウ 北緯三五度三八分三六・八五六六秒、東経一三九度五八分五四・八八四一秒の点
- エ 北緯三五度三八分四九・三一二七秒、東経一三九度五八分五四・七〇〇八秒

の点 才 北緯三五度三九分六・四七一四秒、東経一三九度五八分五二・二九五一秒の点

- カ 北緯三五度三九分五八・一九七四秒、東経一三九度五八分二八・五三三一秒の点
 - キ 北緯三五度四〇分六・八〇九五秒、東経一三九度五七分二六・四〇一〇秒の点
- その十二
- 1 公示番号 短区第九号
 - 2 漁場の位置 浦安市日の出及び明海地先
 - 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

第一種区画漁業	のり養殖業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の名称及び漁業時期
				八月二十日から翌年四月三十日まで

- 5 存続期間 令和三年八月二十日から令和四年四月三十日まで
 - 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 - 7 関係地区 市川市
 - 8 条件 なし
- エ 北緯三五度三八分一七・八三七三秒、東経一三九度五六分四二・七九九八秒の点
- ウ 北緯三五度三七分四八・二二〇三秒、東経一三九度五五分四八・六五九四秒の点
- イ 北緯三五度三七分三九・一二六八秒、東経一三九度五六分〇・〇〇四〇秒の点
- ア 北緯三五度三七分五〇・三二六八秒、東経一三九度五六分五七・〇〇一三秒の点

備考 3 漁場の区域に示す緯度経度は、全て世界測地系表示とする。

二 保全沿岸漁場に関する事項

第二 漁業法施行規則第二十四条各号に掲げる事項
設定なし

一 漁業法第六十四条第四項の規定により聴いた千葉県漁業調整委員会の意見の概要
及び当該意見の処理の結果

1 意見の概要

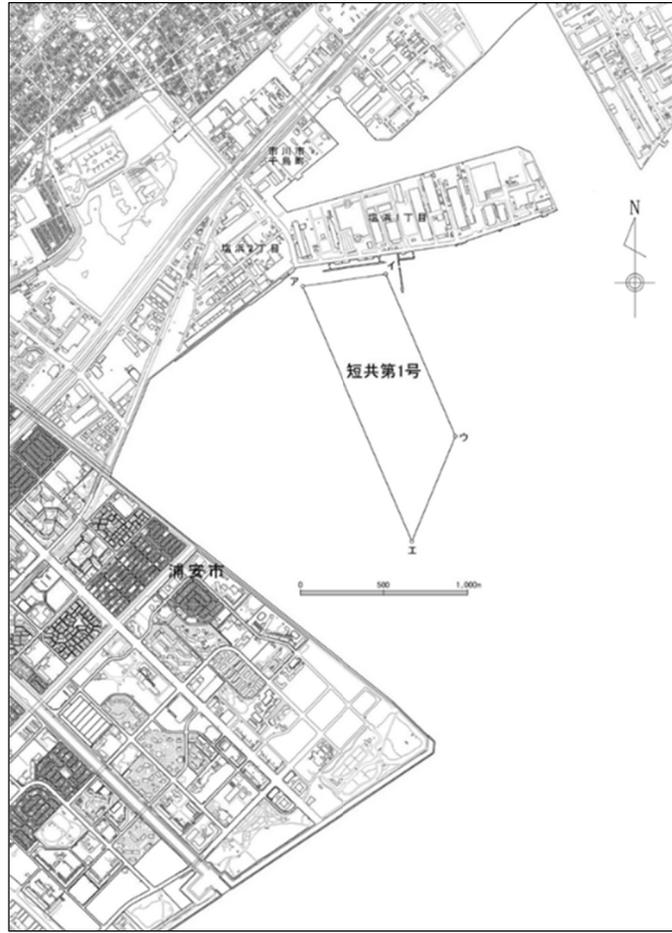
原案に異議なし

2 当該意見の処理の結果

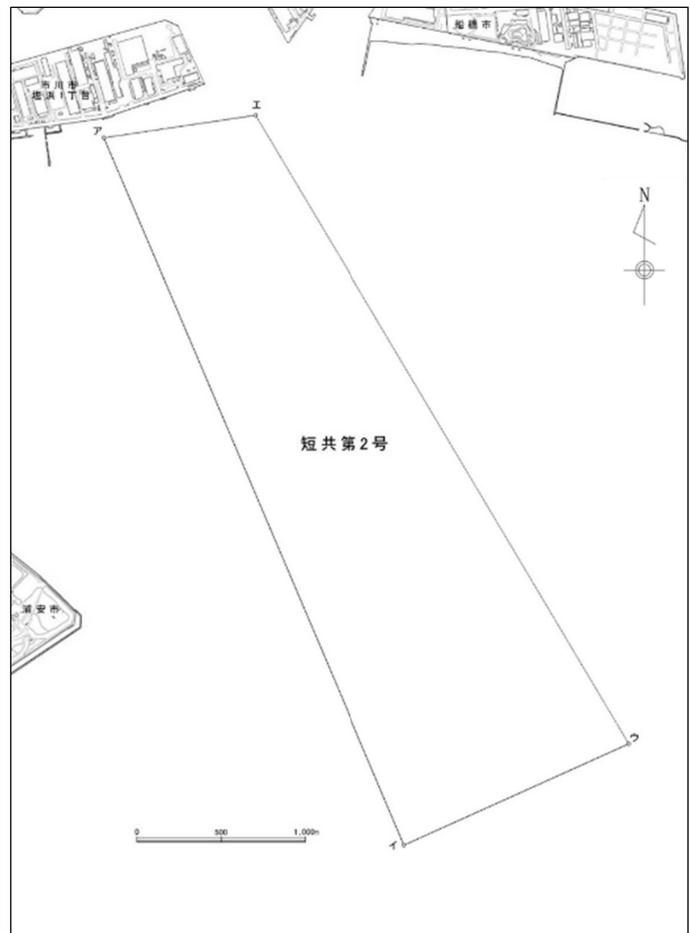
当該意見を踏まえて千葉県漁業調整委員会の意見の概要とした。

二 漁場図

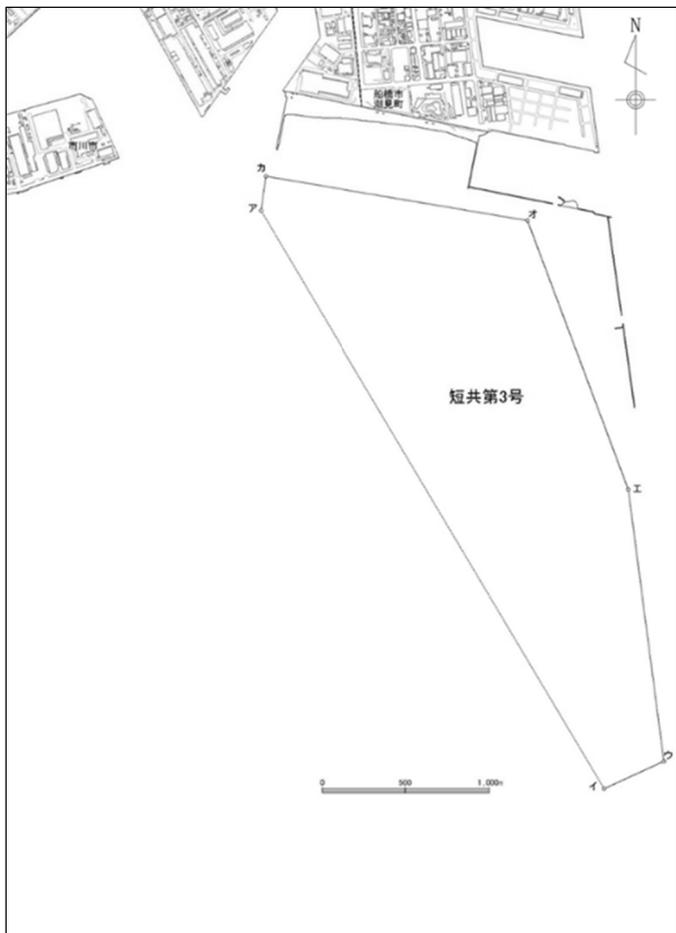
1 短共第一号

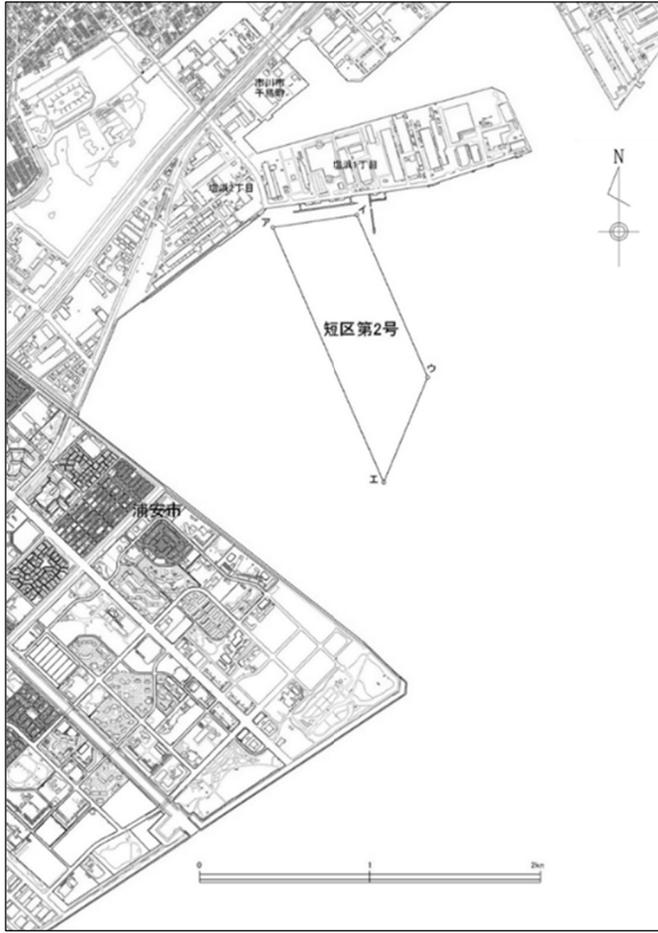


2 短共第二号

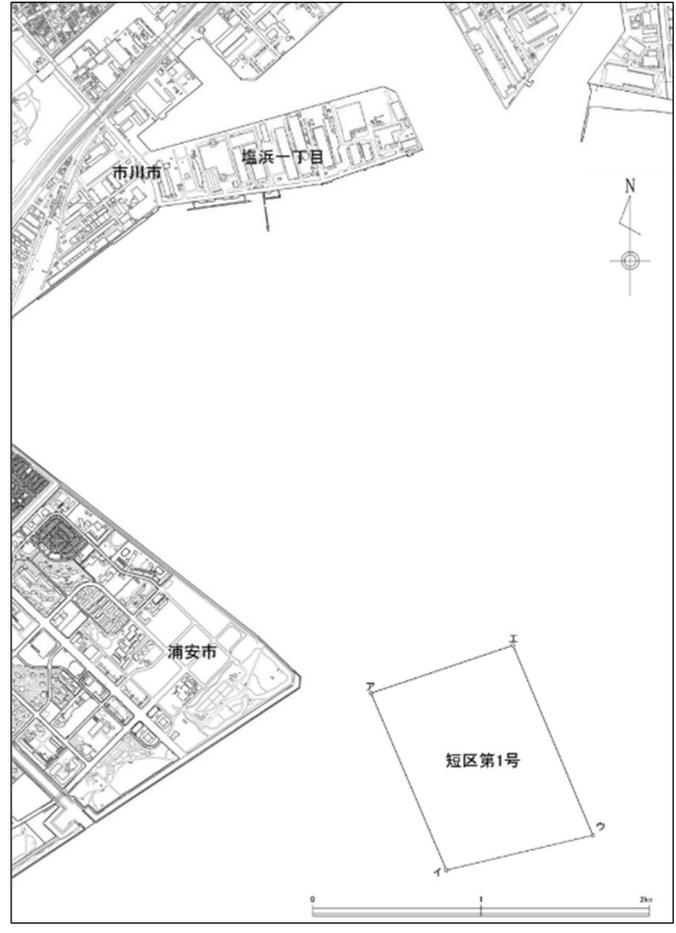


3 短共第三号





5 短区第二号



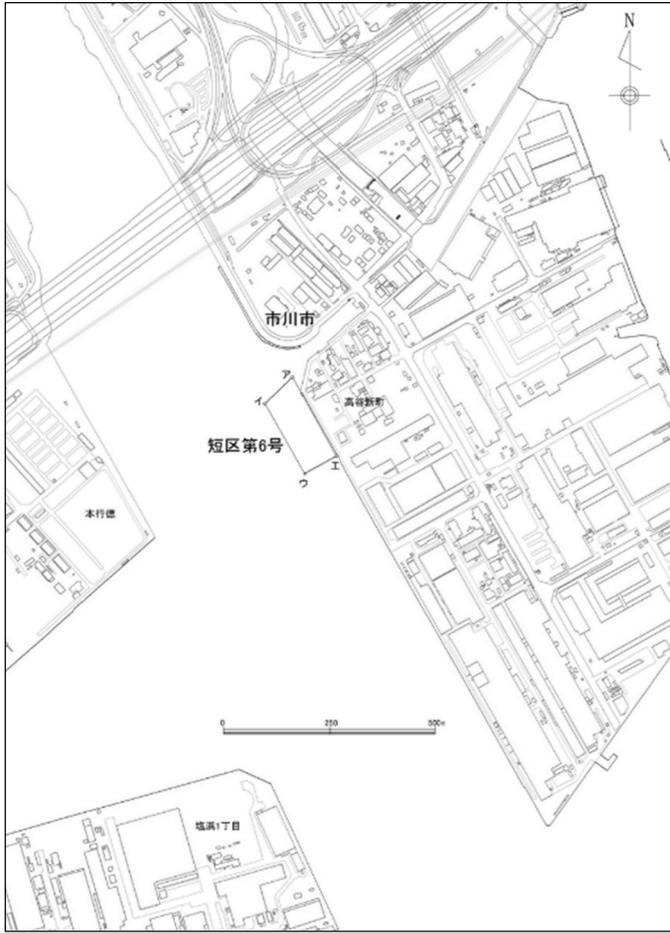
4 短区第一号



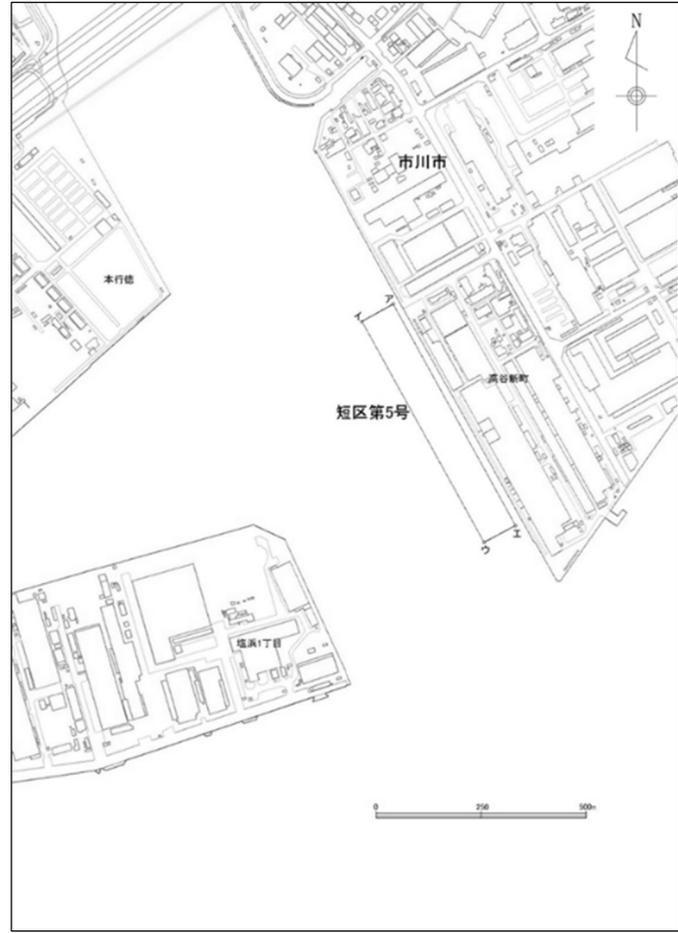
7 短区第四号



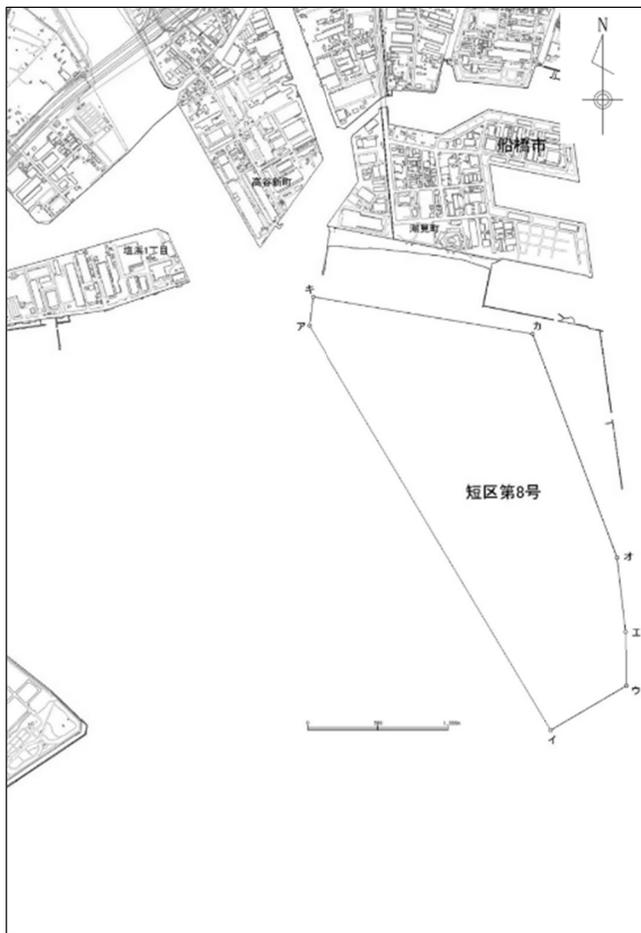
6 短区第三号



9 短区第六号



8 短区第五号

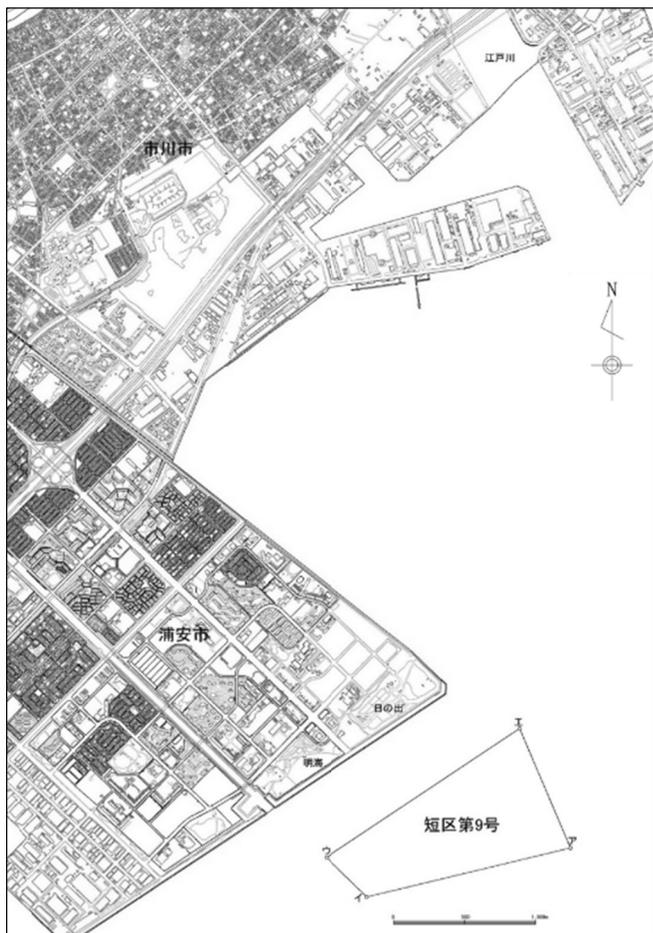


11 短区第八号



10 短区第七号

12 短区第九号



備考 1から12までの漁場図は、国土地理院発行二万五千分の一地形図を加工して作成した。

第三 漁業の免許予定日

短区第一号から短区第三号までに係る漁業にあつては令和三年九月一日、短区第一号から短区第九号までに係る漁業にあつては同年八月二十日

第四 漁業の免許の申請期間

令和三年六月一日から七月二日まで

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものとする。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年4月20日

千葉県知事 熊谷 俊 人

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 令和3年度PCB廃棄物等の掘り起こし調査業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和4年3月25日まで
- (4) 履行場所 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県環境生活部廃棄物指導課

(5) 入札方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札書等(入札書及び提案に係る業務体制、業務提案等に関する資料(以下「業務体制等説明書」という。)をいう。以下同じ。)を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等入札参加業者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 概ね過去3年以内に国、都道府県又は指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)において、産業廃棄物に関連する調査及びデータ入力に関する委託業務を履行した実績を有していること。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与の認定を受けていること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県環境生活部廃棄物指導課 指導企画班 電話043(2223)2757
 - (2) 入札説明書の交付期間 令和3年4月20日から5月31日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - (3) 業務体制等説明書の提出期限 令和3年5月31日午後5時
 - (4) 入札書の提出期限 令和3年6月4日午後1時
 - (5) 開札の日時及び場所 令和3年6月4日午後1時30分 千葉県庁本庁舎3階環境生活部会議室
- 4 落札者の決定方法 この公告に示した委託契約を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、総合評価の方法によって得られた総合評価点の最も高いもの(以下